

令和7年6月30日

学校法人うつほの杜学園役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人うつほの杜学園（以下「学園」という。）の寄附行為第51条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、賞与及び退任慰労金（以下「報酬等」という。）の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長、常務理事（業務執行理事）及びその他の、定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり、かつ、職務専念義務がある理事であって、次号に該当する職員理事を除いた者をいう。
- (3) 職員理事とは、学園の職員として給与の支給を受けている理事をいう。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員又は評議員として職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員、非常勤幹事には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事に対しては、報酬を支給する。
 - (2) 非常勤理事に対しては、2025年度は報酬等は支給しない。
 - (3) 評議員（職員評議員を除く。）に対しては、報酬等は支給しない。
 - (4) 非常勤幹事に対しては、報酬等は支給しない。
- 2 職員理事及び職員評議員に対しては、報酬等は支給しない。
- 3 第1項第2号及び第3号には、交通費を実費にて支払うこととする。

第4条 常勤理事に対する報酬年額は、別表第1のとおりとする。

- 2 非常勤理事に対する報酬日額は、別表第2のとおりとする。
- 3 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 4 常勤理事が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

5 常勤理事の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(評議員の報酬)

第5条 評議員（職員評議員を除く）に対する旅費・交通費の実費支給は別表第4のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤理事及び非常勤理事の報酬等の支給日、支給方法、端数計算等については、毎会計年度6月20日とする。

2 非常勤監事及び評議員（職員評議員を除く）への旅費・交通費の実費支給は、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する（別表第3の通りとする）。

(交通費及び費用)

第7条 非常勤理事、非常勤監事及び評議員（職員評議員を除く）には、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、報酬とは別に交通費を支給する。

2 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員及び評議員に対して旅費を支給する。

3 役員及び評議員が職務の執行に当たって、前2項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(作成、備置き及び閲覧)

第8条 学園は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

2 学園は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間、備え置かなければならない。

3 学園は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程は、評議員会の意見を聴いた上で、毎会計年度最終の理事会の議決により行う。

附 則

この規程（の改正）は、令和7年6月30日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

常勤理事の報酬額

理事長 令和7年度報酬 年額 2,520,000円

校長兼理事 令和7年度報酬 年額 756,000円

理事（職務有り） 令和7年度報酬 年額 0円

理事 令和7年度報酬 年額 0円

別表第3（第6条第2項関係）

非常勤理事及び非常勤監事への実費支給について

非常勤理事 理事会等に出席その他法人の業務 旅費・交通費の実費

非常勤監事 監査業務、理事会・評議員会に出席その他法人の業務 旅費・交通費の実費

別表第4（第5条関係）

評議員の実費支給について

評議員 評議員会等に出席その他法人の業務 旅費・交通費の実費
(職員評議員を除く)